

## 【論文】

# 仮名文書の文体

## — 譲与文言における接続形式の分類 (4) —

辛 島 美 絵

### 1 はじめに

本研究は、日本語史資料としての鎌倉時代の仮名文書研究の一環であり、譲状で譲与文言が記載される際の定型的表現をもとに仮名文書の文体の特色を解明しようとするものである<sup>注1</sup>。

本稿は、当該の定型的表現の用例の報告であり、辛島美絵 (2019) (2020a) (2020b) に続くものである。調査は『CD-ROM版 鎌倉遺文』を底本として、文書名が譲状とある古文書すべてを対象とした。辛島美絵 (2019) (2020a) (2020b) では、このうちの1500通 (第1巻8号～36巻28355号、文治～元亨) から採取された用例を報告したが、本稿では残りの375通 (36巻28358号～42巻32859号、元亨～元弘、補遺1巻～4巻) の譲状から採取された用例を同様に報告する<sup>注2</sup>。

### 2 用例と仮名の多寡による分類

以下には、辛島美絵 (2019) (2020a) (2020b) と同様に、当該の定型的表現を有する文書について、番号 (本稿内における通し番号) を付して掲げる。

仮名文書は<仮名主体文書><仮名半分文書><漢字主体文書>に分け、漢字のみを使用する文書は<漢字専用文書>として、番号、用例 (「 」で括り接続表現については【 】を付す)、文書名、伝来の文書群名、年月日、西暦年、『鎌倉遺文』の号数の順に記す。用例には適宜、句読点等を付した。

#### <仮名主体文書>

- 1 「みきのでんち・やしきハ、ほうふよりしけのちうたいさうてんのしりやうなり。【しかるに】、しやきやう又五郎きよすミ、御けちをかすめ給はるといゑとも、しやてい五郎二郎しけよ、かわちとの、御てにして、をつそうを申たて、ミふんとおほせいたされ、御はい

- ふんあて、御ひやうちやうにのほり、くわんとうに御ちうしんあるうゑハ、かのてちきやしきにをきてハ、ちやくしいや二郎きよたね、ゑいたいをかきりて、しひつをもてゆつりわたすところしつなり。」尼禅阿讓状、大隅池端文書、元亨3年5月16日、1323年、28403号
- 2 「右、かのそりやうハ、ひさなかちうたいさうてんのところなり。【しかるに】、きよねん〈くゑんかう二壬五月十六日〉けうしんはうかほんきう一丁、ならひにひるさほのひんかし二反お、ゆつりあたうといへとも、けうしんはうかほんきうわろきよし申あひた、かはつらのうち、しんしかつくり一丁大二たてかへ、以上一丁二反大、ほうしゆに、一こふんゆつりあたふところなり。」尼めうたう讓状案、島津家伊作文書、元亨3年5月20日、1323年、28405号
- 3 「いわみのくにすふのかうのちとうしきハ、西信ちうたいさうてんのしりやうたる【あいた】、しそくひこ二郎かねむねを、ちやくしにたてゝ、そりやうしきをゆつりあたうる物也。」西信讓状案、萩藩閩閩録百二十一之一周布吉兵衛、元亨3年6月7日、1323年、28426号
- 4 「右、件のてんち・やしき・山や・かかいわ、ゆきよそせんそさうてんのそりやう也。【しかるを】、ちやくしたるあいた、くわんとう御くたしふミ・たい々々のほんせうもんとともに、くにうさのもくろく・てつきともにあいそへてゆつるうへハ、しんしきかいハ、ほんせうもんにミ□たり。」藤原幸世讓状、肥前大川文書、元亨3年9月27日、1323年、28536号
- 5 「みきのところ々々ハ、代々ちきやうさをいなし。【しかるを】、たらう二ゆつるところなり。」詫磨親政讓状案、豊後詫摩文書、元亨3年11月6日、1323年、28577号
- 6 「右、件地頭職ならひ二田畠さんやくわうやらハ、ほうふしやくめうのてよりゆつりゑて、妙仏たうちきやうさをいなきち也。【しかるを】、いまにをきてハ、四郎惟世二くわんとうたい々々の御くたしふみらをあひそへて、ゑいたいをかきて、ゆつりあたふところ也。」妙仏（大神惟遠）所領讓状案、豊後都甲文書、元亨4年2月23日、1324年、28681号
- 7 「右、件の田地者、沙弥蓮阿かちうたいさうてんのしりやうなり。【しかるを】、ゆいしあるにて、りやう阿まこんせんに、なかくゆつりわたしたてまつるものなり。」蓮阿田地讓状、肥前高城寺文書、正中元年12月13日、1324年、28926号
- 8 「右田ハ、せいふつかそふきやうにんのゆつりたふところなり。【しかるを】、まこいろへの次郎三郎ともなかに、ゑいたいをかきりて、なかくゆつりわたすものなり。」尼誓仏讓状、米沢市立図書館蔵色部文書、正中2年閏正月18日、1325年、28971号
- 9 「右、件のてんはくハ、さいあみたふのてより、くそ□□□ゆつりゑて、ちうたいさうて

- んさうゐなきちなり。おなしくとく御せんのゆつりのふんも、しそ□□□んによつて、せうしんとともに、さうてんする【あひた】、□□□おもあひそへて、ミつかとのおとはう御せんを□し申候て、やうたいをかきて、ゆつりあたふると□ろしつなり。」池田尼西阿讓状、豊後松成文書、正中2年3月7日、1325年、29036号
- 10 「みきのところは、宗季せんれいにまかせて、さたをいたすへきよし、御くたしふみを給はるものなり。【しかるを】、しそくいねほうしーしたるによて、御くたしふみをあいそゑて、ゑいたいこれをゆつりあたうところなり。」安藤宗季讓状、陸奥新渡戸文書、正中2年9月11日、1325年、29194号
- 11 「右のちハ、ほうくわん平氏女さうてんのち也。【しかれば】、ほんせうもんをあいそへて、ゑちせんのあさりけんしうに、ゆつりわたすところ也。」平氏女尼法觀屋地讓状、九条家文書、正中2年12月10日、1325年、29285号
- 12 「右、件の田は、法師三郎かちうたいさうてんのみやうてんなり。【しかるを】、ゆいしよあるによりて、つるわうこそに、ゆつりわたしたてまつるところなり。」法師三郎名田讓状、白河本東寺文書一一六、正中2年12月15日、1325年、29289号
- 13 「右、くたんのたハ、あましんゑ〈ふちわらのうちの女〉りしん房のてより、ゑいにんにゆつりたひて候ち也。【しかるを】、いらん候しとき、□るきくまろちやうし了、たいくわんとしてちやうさいをとりたひ候うへハ、ゑいたいをかきりて、このたのうちの、忒たんせうゆつりまいらせ候。」尼心恵讓状案、山城醍醐寺文書、正中2年12月27日、1325年、29303号
- 14 「山しろのくに上かつらの庄ハ、おほなかとみの氏女さうてんの所也。【しかるに】、心さしあさからさるによて、たまくまどのに、なかくゆつりたてまつるものなり。」大中臣氏女讓状、白河本東寺文書五十九、正中3年3月8日、1326年、29378号
- 15 「右、かのところハ、かたをの中務丞これひて重大さうてんの所りやう也。しかるを、いまにさうそく知行さをいなし。くわしくハ、たい々々さうせうのせうもんめいはくのあいた、いさひにおよはず候。【而】かのところを孫子そかのいぬなりまるに、ゆつりわたすところしつしやう也。」曾我光称讓状、陸奥斎藤文書、正中3年5月27日、1326年、29483号
- 16 「右のところ々々ハ、よしのりさうてんの所りやうなり。【しかるを】御くたしふミいけ、てつきをあいそへて、ねうはうのふちはらうちにゆつりあたふるところ也。」平義章讓状案、出羽伊佐早謙所蔵文書、嘉暦元年12月4日、1326年、29670号
- 17 「右、かのところ々々は、光称ちうたいさうてんの所りやう、ちきやうさをいなし。【しかるを】、一子たるによんて、をとほう丸に、てつき証文たい々の御下文をあいそへて、の

- こるところなくゆつりわたすところ実正也。」曾我光称讓状、斎藤文書、嘉暦2年9月3日、1327年、29960号
- 18「右、かの所りやうハ、道恵ちうたいさうてんの所也。【しかれば】、かめすに、永代ゆつりあたへをはぬ。」道恵所領讓状、島津家伊作文書、嘉暦2年後9月21日、1327年、30007号
- 19「右、ミやう田ハ、さいかう寺との、御ゆつりをもて、そんち、きやうさおいなし。【よて】ゆつりたてまつる所也。」沙弥そんち讓状案、祢寝文書、嘉暦2年10月8日、1327年、30038号
- 20「右、てんハくら、ほんせうもんけんせんとうへ、きんきよのゆつり状らにまかせて、たうちきやう御けちらめいハく【のあいた】、めん々々ちきやうの分、せん々々より、さかいをさたむるところ、くたんのことし。」尼妙法讓状、肥後志賀文書、嘉暦3年正月6日、1328年、30121号
- 21「みきのくもんしき、おなしきさたひさミやう、ならひにくうしのミやうらハ、とくち二ねん三月十三日ニ、くわんゑんのでより、あまかくしやう〈ときにわかしゆによ〉なかくゆつりゑて、くわんれいのところに、まこあかによそほてきたいをなして、ゆゑなくおしとるあひた、とうなんゑんけの御まところへうたへ申につきて、あまかくしやうと、あかによとを、めしあはせられ、おへのしやうのこくわんゑんのあとかミかたのくもんしき、ならひにさたひさミやういけのくうしのミやうらにおいてハ、すきぬるかりやく二ねん十一月廿日、かくしやう御けちを給はりて、ちきやうのそりやう也。【しかるを】、かのくもんしき、おなしきミやう々々らにおいてハ、こくわんゑんのでつき・ゑんけの御けきいけのもんそらをあいそへて、しひつをもて女子ゆやこせんに、ゑいたいをかきりて、ゆつりあたふところなり。」尼覚性讓状案、東京大学蔵東大寺文書、嘉暦3年正月24日、1328年、30126号
- 22「わかさのくに名田庄のうちたむらのむら、ならひにこのからすまろのや地ハ、三位殿よりゆつりたまはりて候。そのしさいは御をきふみにみえ【て候を】、中納殿へゆつりまいらせ候。」権大納言典侍局讓状、山城大徳寺文書、嘉暦3年2月8日、1328年、30135号
- 23「めうもんかをやせんそりやうない【なるによんて】、うちやまのいあミたふかとんせいところに、ゆつりわたす事しち也。」めうもん讓状、対馬内山文書、嘉暦3年3月6日、1328年、30173号
- 24「うちやまのいあミた殿申さるゝうちやまハ、しんふくわのさいも、にうたうめうもんちうたいさうてんのところたる【によて】、いあミたふにゆつりあたへらるゝところなり<sup>註3</sup>。」めうもん讓状、対馬内山文書、(嘉暦3年?)、1328年、30174号

- 25 「みきくたんのりやう、かうれんかちうたいさうてんのりやうたる【あいた】、なんによのしそくらに、しゝそん々々にいたるまてわけて、しゝをさしてゆつりわたしをハん。」藤原幸蓮讓状、肥前大川文書、嘉暦3年5月13日、1328年、30256号
- 26 「みきくたんのしりやうハ、かうれんかちうたいさうてんのりやうたる【あいた】、御けち・したいせうもんあいそへて、ゆつりわたしをハん。」藤原幸蓮讓状案、肥前大川文書、嘉暦3年5月13日、1328年、30257号
- 27 「みきくこんのちとうしきハ、かうれんかちうたいさうてんのりやうたる【あいた】、しそく三らうにわうこのわかミヤのめんてん一丁、やまのかミてん三たん、うきめんのたいりやうめん五たん、わうこのうさやくのそのたとも、ゆつりわたす。」藤原幸蓮讓状、肥前大川文書、嘉暦3年5月13日、1328年、30258号
- 28 「右のそりやうてんはくらのそうりやうしきハ、れんちちうたさうてんのしりやうなり。【しかるニ】、くわんとう御けち・御くたしふミ・せうもんらをあいそへて、やうねんをかきて、ちやくし三らう入道れんかくニゆつりわたすところなり。」蓮智屋形諸成讓状、豊前屋形三郎文書、嘉暦3年8月7日、1328年、30333号
- 29 「くたんのやしき・ミやう田等ハ、れんしやうちうたいさうてんのしよりやうたる【によて】、のこるところなく、こけいちこゆつ□あたうるところ也。」蓮生金成隆親讓状写、秋田藩採集文書一岡本元朝文書、嘉暦4年正月20日、1329年、30494号
- 30 「ひせんのくにまめつのでんハく・さいけハ、あさなしひわうとのゝてより、かうれんやうしとして、くわんとう御くたしふミ・ちせいしきやうあいそへて、かうれんやうしとして、ゆつり給ハリ候を、これにつきて、さたあるとき、かさねてかうれんかミにあて候て、たうしよの御けちにあつかりて、ちうたいさうてんたる【あいた】、はふんハ、あにちやくしたちあいた、御くたしふミ・ちせいしきやう・たうしよの御けち、したいせうもんあいそへて、ゆつりわたしをハん。のこるはふんをハ、三ふん一をハ、をとゝひこ四らうにゆつる。ひこ四らうかようとうはくたいにとりて、くわんとうとい、ちせいといゝ、さいつをしたるあいた、わけてゆつるなり。いまはんふんの三ふんにをは、ゆつりわたす。」藤原幸蓮讓状案、肥前大川文書、嘉暦4年4月23日、1329年、30592号
- 31 「みきくたんのまめつのでんハく・さいけハ、あさなしひわうとのゝてより、かうれんやうしとして、くわんとう御くたしふミあいそへて、ゆつり給ハリ候を、これにつきてさたあるとき、かさねてかうれんかミにあて候て、たうしよの御けちにあつかりて、ちうたいさうてんたる【あいた】、はふんハあにさへもんたらうにゆつる。いまはふんハ、くわんとう御くたしふミ・ちんせい御けちをあいそへて、ゆつるところしちなり。」藤原幸蓮讓状、肥

前大川文書、嘉暦4年4月23日、1329年、30593号

- 32「右、田者、道清ちうたいさうてんの地なり。【しかれとも】、弘包ニゆつりあたうるところなり。」道清田地讓状、山城大徳寺文書、元徳2年2月19日、1330年、30913号
- 33「右、地頭しきハ、かう蓮さうてんの地なり。【仍】そく女ひこ一女に、御下文いけのさうてんのせうもん等をあいそへて、そうりやうしきを、なかくゆつりあたうるところ也。」橘薩摩幸蓮讓状、肥前小鹿島文書、元徳2年4月21日、1330年、31006号
- 34「右、くたんのしよりやうハ、もりたか・ちうたいさうてんのしりやうなり。【しかるに】、ちよをに丸ちやくしたるによて、くわんとう御けち・したいせうもんらをあいそへて、ゆつりあたうるところ也。」白魚盛高讓状案、肥前青方文書、元徳2年5月4日、1330年、31033号
- 35「右、くたんのところはむねすゑはいりやう【のあいた】、かの御くたしふみをあいそへて、しそくたかすゑに、ゆつりあたふるところ也。」安藤宗季讓状、陸奥新渡辺文書、元徳2年6月14日、1330年、31067号
- 36「右、件のところハ、覚性がちうたいさうてんのところなり。【しかるあひた】、しなん弥三郎たかよしニゆつりあたうるところなり。」青方覚性讓状案、肥前青方文書、元徳2年閏6月2日、1330年、31092号
- 37「右、件の寺りやうハ、兼義ちうたいさうてんの所りやうなり。【しかるに】、やうしひこいぬまろに、代々のゆつり状の正文をくそくして、やうたいをかきて、ゆつりたてまつるところしかりなり。」源兼義讓状、薩藩旧記前編十六蒲生士山内氏文書、元徳2年7月18日、1330年、31149号
- 38「右、件テムチハ、ヒサム子サウテムノチナリ。【シカルヲ】、四□□ヲトクマニ、エイタイヲカキリテ、ユツリハタスコトシチナリ。」久宗田地讓状案、紀伊高岡家文書、元徳2年8月1日、1330年、31168号
- 39「右の新ひらきハ、こんほんやふのわいかゝりしをむら人のように、ゆへなくうちとゝむるあいた、上さいにをよふ所也。【しかれば】、上さいとしても、もし又わたくしわよにても、このみつさういなくたうしやうへかゝりて、いまよりのちにをこしたらん新ひらきにをきてハ、さいそをゑらわす、たん分ものこさす、まこちよまつ丸に、ゑいたいをかきて、ゆつりたふところ也。」浄宗讓状、長門熊谷家文書、元徳3年4月22日、1331年、31415号
- 40「右、このところハ、みやうれんせんそさうてんのところなり。【しかるを】、てんち・やしきの事、てんちはいけと七たん、やしきハたうしのことくふつかつくりのそのたるへく候。みやうれんかこなく候はん時ハ、そうりやうにつけられ候へく候。こ候はん時ハ、こにたふへく候。」深堀明蓮時綱讓状案、肥前深堀家文書、元徳3年6月16日、1331年、31445号

- 41 「かのところ々々ハ、たねやすちうたいさうてんのしりやうたる【問】、ちやくしつるをそりやうとして、てつきのしやうらをあいそへて、ゆつりわたすところ也。」相馬胤康讓状、相馬岡田文書、元徳3年9月26日、1331年、31513号
- 42 「みき、くたんのところハ、たかなをかちうたいさうてんしよりやう也。【しかるあいた】、しやていいや三らうかところに、こゝろさしあるによてたひ候。」青方覚性・高直連署讓状案、肥前青方文書、元徳4年2月28日、1332年、31699号
- 43 「みきくたんのところハ、おゝちにて候しなんてう二郎さゑもん入たう大きやうたい々々さうてんのしよりやうなり。しかるあいた、てつきさうてんのゆつりしやう・御くたしふみらをあいそへて、けんとか三年十一月十八日ゆつりゑて、ちきやうさほいなき【あいた】、おさなくよりやうせられまいらせ候て、あさからぬ御心さし、御おんおはりかたく思まいらせ候あいた、かのてつきのゆつり状・くたしふみあいそへ候て、やうふにいたのはわきのあさりの御はうに、ゑいたいをかきりて、ゆつりわたしまいらせ候ところしちなり。」尼鬼鶴御前讓状案、駿河大石寺文書、元徳4年4月28日、1332年、31743号
- 44 「右、かのところハ、道空かそうてんのそりやう也。【しかるを】をとく丸に、ゆつりわたすところ也。」佐々木道定頼信讓状、近江朽木文書、正慶元年8月3日、1332年、31801号
- 45 「右、たハ、ゆきいゑさうてんのしりうなり。【しかるに】、らうたいたるあいた、しそくかもんにゆつるところなり。」ゆきいゑ田地讓状、白河本東寺文書八十一、元弘2年8月20日、1332年、31825号
- 46 「右、くたんのちハ、しやうせいちうたいさうしよりやう也。【よて】しそくしけたねニ、ゑいたいゆつりわたすところ也。」浄西讓状、薩摩市来政香文書、元弘3年正月11日、1333年、31962号
- 47 「右、たうミやてんはく・さや・かりくら・むら々々にをいてハ、沙弥かくねんかちうたいさうてんたうちきやうさをいなき地也。【しかるに】しそくあまたありといへとも、心さしふかきによて、又三郎入道ほうふつをちやくしとして、したいてうとのせうもんならひにくわんとうあんとの御下文以下、大番・けいこ・しゆこの状をあいそへて、ゑいたいをかきて、かくねんかしひつをもて、ゆつりわたすところなり。」覚念讓状、薩摩延時文書、正慶2年閏2月5日、1333年、32009号
- 48 「右、所りやうハ、すけかつちうたいさうてんの田畠也。【しかるを】、てつきもんせうもんをあひそゑて、かなくまにゑいたいゆつるところ也。」伊東祐勝田畠屋敷讓状、日向大光寺文書、正慶2年3月11日、1333年、32054号
- 49 「右、件の畠地者、齊俊かちうたいさうてんの所領也。【しかりといへとも】、中島又三郎殿

- しさいあるによりて、ゑいたいゆつりわたすところ実正也。」尾張斎俊讓状、尾張妙興寺文書、元弘3年8月9日、1333年、32458号
- 50「右、件てんちハ、成重ちうたいさうてんのそりやうなり。【しかるに】、まさなり心さしあるによて、永代をかきてゆつりたふところ也。」藤原成重田地讓状、肥前深江文書、元弘3年8月27日、1333年、32502号
- 51「みきくたんのところ々々ハ、きよまさ日ねんさうてんのところ【たるについて】、八らうに、ゑいたいをかきて、ゆつりわたすものなり。」日念建部清政讓状、市来政香藏文書、元弘3年11月4日、1333年、32660号
- 52「右のところハ、あまかさうてんちきやうさういなき地なり。【よて】御くたしふミいけ、ゆつりしやう・てつきをあいそへて、しそくまこ太郎くさかへのしけかたに、ゆつりわたすところ也。」尼せうゑん所職讓状案、東寺百合文書レ、元弘3年12月20日、1333年、32786号
- 53「みきくたんのちハ、きのうちの女あさなせんつるこせんかせんそさうてんのりやうなり。【しかるを】いまをさなくよりそたて、ほうこうさりかたきあひた、かのちハあさなたいふとの、つほねニなかくゆつりわたすところなり。」紀氏女敷地讓状、堀部氏所藏文書、宝治2年6月15日、1248年、51405号
- 54「右、件の田はた山野ハ、えいそんちうたいさうてんのたうちきやうさをいなき【あひた】、くわんとう御くたしふミいけ、調度もんしよ等、いしものこさす弥三郎二ゆつりわたす事実也。」栄尊讓状写、薩藩旧記五西侯文書、建長5年7月 日、1253年、51540号
- 55「□件そくは、あめうちうたいのところなり。【しかるを】たゆうのあさりの御房にゆつりわたすところしちなり。」尼阿妙新御堂執行職讓状案、東京大学文学部所藏長福寺文書、文永2年正月 日、1265年、51598号
- 56「右件田畠者、国光かせんそさうてんのしりやうなり。【仍】本けんてつきをあいくして、しそく与一ひやうゑせうになかくゆつりあたうところ実也。」国光田地讓状、東京大学史料編纂所所藏長福寺文書、文永5年7月3日、1268年、51605号
- 57「右のみやうてんハ、めうせうさうてんのところなり。【しかれハ】、ゐんしゆの御はうの御ゆつりしやうおあいそへて、おといしまるにゆつりわたすところしちなり。」めうせう名田讓状、国立国会図書館所藏古沽券状、建治2年2月9日、1276年、51640号
- 58「右、くたんのそくハ、めうにんちうたいのそくなり。【しかるを】いまわうこせんにゆつりまいらす。」尼妙忍新御堂執行職讓状案、東京大学文学部所藏長福寺文書、弘安2年7月4日、1279年、51660号
- 59「ちくせんの国こたへのすいてんハ、行恵かくんこうのちたる【あいた】、しそくひこたら

うもりすみにゆつりあたふところ也。」沙弥行恵讓状、島津他家文書、嘉元3年7月日、1305年、51826号

60「右、くたんのところ、行恵ちうたいさうてん所りやう□。【しかるあひた】、しゝさかひをさためて、こくうさう丸ニゆつ□あたふところ也。」沙弥行恵讓状、島津他家文書、嘉元4年7月 日、1306年、51835号

61「みき、くたんのたんハ、ふつねんかしんたい【たるうへハ】、けんたゆうとのにゆつりわたすところしちなり」仏念檀那讓状、播磨肥塚文書、元亨3年8月20日、1323年、52029号

62「右、くたんのしゆきやうしき・すゑなか名ハ、あま覚妙〈字いまわう女〉ちうたいさうてんの所なり。【しかるを】しさいあるによて代々てつきせうもん本家りやうけの御けうそ、てんちのつほつけあひくして、たんふものこさすまつやさとのにゑいたいをかきりてゆつりまいらせ候也。」尼覚妙新御堂執行職讓状、古文書集三、嘉暦3年11月10日、1328年、52084号

63「右、むめつのしやうのうち下のしやうの下司職ならひに新てんハ、さうてんのしりやなり。【しかるに】、たにことなる子細あるによりて、みなもとの氏女ニ本けん四通をあひそへてゆつりわたすところしちなり。」藤原清信等連署田地讓状、成實堂古文書百三十二、元徳2年3月2日、1330年、52111号

<仮名半分文書>

64「右乃田畠等、能幸か重代さうてんのしりやう也。【しかるを】大河孫三郎入道殿子息あり房殿ハ、能幸かやうしたるニよて、本証文をあひそへて、ゑいたいをかきりて、ゆつりあたふところなり。」藤原能幸讓状案、肥前大川文書、元亨3年9月15日、1323年、28517号

65「右、件の田地者、比丘尼覚円か先祖相伝之私領也。【而】今依為長病、字あくり女に、所分しわたすところ実也。」尼覚円田地讓状、白河本東寺文書四十九、正中2年9月27日、1325年、29210号

66「右、件名田畠等者、養子平馬大夫入道顯阿手より、本証文等を相副、音阿被讓与知行さをいなし。【然】盛貞為音阿、依忠教深候、残一所讓与畢。」音阿田畠等讓状案、薩摩長谷場文書、正中2年10月8日、1325年、29219号

67「右のところ々々の地頭職并所職・綱・かいふらハ、如性重代さうてんの所領等也。【しかるあいた】、代々の手継状以下の御下知・せうもんらをあいそへて、永代をかきて、嫡孫ふくとう丸ニ、所讓渡也。」源勝讓状案、肥前伊万里文書、正中3年3月7日、1326年、29375号

68「右、巷所者、若松女相伝之私領也。【而】しさいあるによて、南無阿弥陀仏に、本券手継をあひそへて、永代をかきりて、ゆつりたてまつる所実也。」若松女巷所讓状、東寺百合文

書エ、正中3年3月16日、1326年、29434号

- 69 「右、件屋地者、久阿弥陀仏相伝之私領也。【然而】地者、東寄半分〈但丑寅、角かく、〉屋者うりかいのあた米ふんとをハ、あか御せんにゆつりわたす。」久阿弥陀仏屋地讓狀、早稲田大学蔵八坂神社文書、正中3年4月6日、1326年、29460号
- 70 「右、彼ところハ、かたをの中務後家ちうたいさうてんの所領たるを、さきわけてまこそかの余一すけみつニ、ゆつりあたへられて、知行さをいなしといへとも、他界の間、光称にゆつりゑて、又多年知行さをいなし。【雖然】、にしのはま合せんにいつるあいた、子息曾我をとほう丸ニてつきせうもんをあいそへて、讓与ところ宝正也。」曾我光称光頼讓狀、陸奥斎藤文書、正中3年5月27日、1326年、29484号
- 71 「右、件之堂々敷者、長舜さうてんの所也。【しかるを】、治部法橋御房へ、永代ゆつりわたすところ実也。」長舜地蔵堂敷地讓狀、東寺百合文書エ、嘉暦2年正月29日、1327年、29732号
- 72 「右、柏村ハ、惟景の殿の孫子九郎惟種ニ讓給ところに、惟種か罪科ニよて、関所ニなるあひた、申給はりて知行するところ也。【よて】所領以下、先日大宮司ニ讓与といへとも、惟有ハおなし孫なから、不便ニ思あひた、かの柏村においてハ、惟有に永代讓ところ也。」宇治惟国讓狀写、肥後阿蘇文書、嘉暦2年3月20日、1327年、29781号
- 73 「右の田者、沙弥妙念之分の入田也。永代さうてんたる【あいた】、対馬阿闍梨御房讓たてまつり候うへハ、返改の義あるましく候。」沙弥妙念田地讓狀、尾張宝生院文書、嘉暦2年4月24日、1327年、29822号
- 74 「右、件田畠者、道妙か相伝所領也。【しかるに】、僧性秀、永代かきりて、讓わたす処実也。」道妙畠讓狀案、山城革島文書、嘉暦2年6月27日、1327年、29875号
- 75 「右、件之新開、はせのつねなかのせんそ相伝かいほつなり。【而】身二病をうけ、存命しかたき間、とく丸にゆつりわたす処実也。」はせのつね長田讓狀、摂津勝尾寺文書、嘉暦2年11月3日、1327年、30066号
- 76 「右、件のところハ、道観相伝所領也。【仍】ちやくし孫二郎かところニ、永代をかきて、ゆつりわたすところなり。」道観讓狀、薩摩入来本田文書、嘉暦4年4月25日、1329年、30596号
- 77 「□件田者、三郎丸名上車田老町内下堺仁よせて武段、快智重代相伝名田也。【しかるを】すき大夫殿しそくとくはうやうしのしそくたるによて、永代をかきて、ゆつりわたすところ実正也。」常陸国総社供僧快智讓狀、常陸総社宮文書、元徳2年10月23日、1330年、31246号
- 78 「いまこの所には、行意・実重の父大井次郎左衛門頼郷の所領なれ【ハ】、そうそふかあとをつかせんために、千代寿ゑひ代をかきりてゆつる故也。」行意禰答院行重讓狀案、大井文書、元徳3年5月8日、1331年、31425号

- 79 「右のそりやう等ハ、知義さうてんの□□。【しかるを】安堵の御下文のゆつり状□□あひそへて、嫡子幸竹丸に、永代□□りて、ゆつりわたすところ也。」藤原茂木知義讓状、秋田藩家茂文書茂木文書、元徳3年9月15日、1331年、31510号
- 80 「右、件名田畠者、比丘尼発心か【雖】為重代相伝名田畠、依無一子、やう子僧時徒房たんふんものこさす讓渡物也。」尼発心田畠讓状、尾張宝生院文書、元弘元年8月27日、1331年、31585号
- 81 「右、所領等者、頼広重代相伝之地也。爰頼広、依京都忿々、令參津之間、子息新三郎定頼同所召具也。頼広、為戰場仁、いかなる事もあらハ、定頼もいかにとなるへきか。【然間】、まこつる、女子たりといへとも、定頼か依為娘、右の三ヶ名内、子息彦鬼・養子彦石・後家良峯氏、并女子二人〈一女三女〉分除之、所殘田畠等相交、上下とうふんニ相分、彦得と孫鶴二人して領知すへし。」相良頼広讓状、肥後相良家文書、正慶2年後2月26日、1333年、32042号
- 82 「右、かの所々者、光称重代相伝の所領、知行于今さをいなき【間】、子息曾我乙房丸に、段歩をのこさす、代々御下文あいそへて、讓渡ところなり。」曾我光称讓状案、遠野南部文書、正慶3年5月15日、1334年、32859号
- 83 「右、件所領者、重綱重代相伝地也。【然を】、志あるニよつて、子息みの松丸ニ、□□□疋、同屋敷□□□永代□与者也。」佐々木加地重綱讓状案、出羽米沢図書館蔵色部文書、文永6年6月15日、1269年、51608号
- 84 「右、件田畠山林等者、行齋相伝之領也。【而】子息四郎右馬殿に、てつきしようもんあいくして、ゆつりわたすところしちなり。」行齋讓状、山城松尾神社文書、弘安2年6月 日、1279年、51659号

<漢字主体文書>

- 85 「右、田地者、高清重代相伝私領也。【而】弥次郎殿事、為一姓甥上者、年来申承志依不淺、限永代、所奉讓渡也。」建部高清讓状、大隅池端文書、元亨3年10月20日、1323年、28560号
- 86 「右、田藪等、道慶相伝知行【之間】、相副次第并鎮西御下知等、限永代、讓与諸三郎丸畢。」山田道慶讓状、薩摩山田文書、正中2年4月19日、1325年、29089号
- 87 「右、於件名者、為宗茂重代相伝所領【之間】、所讓与子息忠茂也。」藤原宗茂讓状、薩摩曾木文書、正中2年12月9日、1325年、29283号
- 88 「右、件田者、字玉熊女先祖相伝之私領田。【然】今依有事子細、瓦林千夜又御前ニ、本証文壺通相副、限永代、奉讓渡処実也。」玉熊女田地讓状、山城大徳寺文書、正中3年正月

26日、1326年、29337号

- 89「右、大祢宜職者、中臣良親重代所帯也。【然間】、相副本所代々政所御下文以下証文等、所讓与嫡子毘沙松実正也。」中臣良親讓状案、塙不二丸氏文書、正中3年3月17日、1326年、29439号
- 90「右、件元者、沙弥称阿弥先祖相伝之地也。【然間】、徳王丸限永代所讓与明白也。」称阿弥新開并山地讓状、撰津勝尾寺文書、正中3年3月26日、1326年、29450号
- 91「右、件田者、比丘尼如称相伝之地也。【雖然】、字阿古女仁、限永代、所讓与実也。」尼如称田地讓状、撰津勝尾寺文書、正中3年4月14日、1326年、29465号
- 92「右、件畠地者、家賢重代相伝所領也。【而】他□たりといゑとも、舍利五郎右衛門尉守長ニ、永代讓渡処実正也。」家賢畠地讓状、尾張妙興寺文書、正中3年8月20日、1326年、29486号
- 93「右、件田地者、比丘尼蓮阿弥陀仏売得私領田也。【而】比丘尼宗認御房仁、相副本券等ヲ、所讓渡明白也。」蓮阿弥陀仏讓状、山城大徳寺文書、嘉暦2年3月5日、1327年、29761号
- 94「奥州三迫加賀野村内ニ田式反、加賀野太郎三郎殿日目ニ永代たひたる【間】、弁阿闍梨日道ニ、限永代所讓与也。」日目讓状、駿河大石寺文書、嘉暦2年11月10日、1327年、30071号
- 95「右、件水田元者、尼真妙相伝之私領也。【而】字虎松女讓与者也。」尼真妙田地讓状、内閣文庫蔵大和国古文書、嘉暦3年6月 日、1328年、30300号
- 96「右、件於寺領者、親成重代相伝之所領也。【而】相副次第相伝之証文等、嫡子毘沙福丸仁、限永代讓与畢。」左衛門尉親成讓状、薩藩旧記前編十五蒲生士山之内某文書、嘉暦3年8月6日、1328年、30332号
- 97「右、件屋敷水田者、道勝重代相伝所領也。【然間】、限永代所讓渡于次男義松也。」道勝讓状案、薩摩鳥浜文書、嘉暦3年11月15日、1328年、30452号
- 98「右、件屋敷・水田者、道勝重代相伝之所領也。【然間】、限永代所讓渡于三男義村也。」道勝讓状案、薩摩鳥浜文書、嘉暦3年11月15日、1328年、30453号
- 99「右、件田畠山野等者、道助相伝知行無相違。【而】子息兵衛三郎仁、限永代所讓渡也。」道助讓状、薩藩旧記前編卷十五案文在山田七郎右衛門久通、嘉暦4年4月3日、1329年、30558号
- 100「右、所々者、清輔先祖相伝当知行無相違者也。【而】今相副興行御下知以下公驗証文等、限永代、所讓渡于奉輔実也。」宇佐清輔讓状案、豊前到津文書、元徳2年3月10日、1330年、30963号
- 101「右、庄者雅康重代相伝、当知行無相違者也。【而】於于今相副代々讓状、子息雅顯仁、限永代、所讓与実也。」源雅康讓状、福岡市立歴史資料館蔵青柳資料、元徳2年3月24日、

1330年、30980号

- 102 「右、件檀那等、長深相伝【たるにより】、熊女ニ譲与上者、早可被進退之者也。」熊野旦那讓状、紀伊米良文書、元徳2年6月1日、1330年、31051号
- 103 「右、件所領等者、得親父志賀大郎藏人入道阿法讓状、寂性無相違所令知行也。【而】於彼所領等者、所譲与嫡子熊毘沙房丸仁限永年也。」寂性志賀貞泰讓状、肥後志賀文書、元徳2年7月11日、1330年、31142号
- 104 「右、件所領二ヶ所者、得親父志賀大郎藏人入道阿法讓状、寂性無相違、所令知行領掌也。【而】所譲与末子徳毘沙房丸仁限永代也。」寂性志賀貞泰讓状案、肥後志賀文書、元徳2年7月12日、1330年、31143号
- 105 「右、於所々地頭職者、義頼重代相伝之所領也。【而】為義雄嫡子、相副代々御下文并次第手續証文等、所譲与之也。」源義頼讓状、弘文莊待買文書、元徳2年10月28日、1330年、31260号
- 106 「右、件職・名田等者、清景所令相伝也。【然而】、養子金剛丸仁、次第相伝手継証文并御教書等ヲ相副、限永代、所譲与実也。」清景所職名田讓状、山城長福寺文書、元徳3年2月21日、1331年、31354号
- 107 「右、西熊谷者、直高(勝)重代相伝之所領也。【然間】、直氏永代譲与畢。」熊谷直勝讓状、熊谷家文書、元徳3年3月5日、1331年、31376号
- 108 「右、件田者、沙弥妙念之【雖】為入田、限永代、対馬阿闍梨御房奉讓渡處実正也。」尼妙意田地讓状、尾張宝生院文書、元徳3年4月5日、1331年、31404号
- 109 「右、所帶所職等者、日妙重代相伝無相違者也。【仍】相副代々手継以下本証文等、子息重兼仁、限永代譲与畢。」日妙讓状、入來家臣武光文書、元徳3年7月13日、1331年、31469号
- 110 「右、所々田畠等者、胤貞相伝私領也。【然】彼所々堂職等お、為中山堂免、師匠大輔阿闍梨日祐仁、永代奉讓處実也。」千葉胤貞讓状、下総中山法華經寺文書、元徳3年9月4日、1331年、31506号
- 111 「右、田者、比丘尼如性重代相伝私領也。【而】依有子細、岩根氏女仁、相副手継証文等、永代所讓渡也。」尼如性田地讓状案、白河本東寺文書一五〇、元徳3年12月3日、1331年、31551号
- 112 「右、所者、定円相伝所領北方内也。【爰】松寿丸依為幼少養子、限于永代所譲与也。」定円所領讓状案、薩摩入來院文書、元弘元年9月11日、1331年、31593号
- 113 「右、檀那者、快円相伝之所帶也。【而】依為門弟、所譲与三郎房明鏡也。」快円檀那讓状、

紀伊潮崎綾威主文書、元弘元年9月27日、1331年、31596号

- 114 「右、件名田者、沙弥西念重代所領也。【但】 所当御公事供讓渡実也。」西念名田等讓狀、土佐国古文叢三行宗文書、元徳4年2月3日、1332年、31675号
- 115 「右、件名田者、沙弥西念之重代相伝所領也。【然問】、字観音女之所、一期間無子細可領知也。」西念名田讓狀、土佐国古文叢三行宗文書、元徳4年2月3日、1332年、31676号
- 116 「右、件田者、実信先祖相伝之私領也。【雖然】、不断経米式斛柒斗・常灯用途式貫文代、朝光寺ニ限永代、所讓渡実也。」実信田地讓狀、播磨朝光寺文書、元弘2年2月18日、1332年、31690号
- 117 「右、件所者、恵仏重代相伝之所領也。【而】 高元為嫡子之上、親子之志異他之間、所讓与也。」恵仏讓狀、薩藩旧記前編十六牛屎文書、元弘2年10月10日、1332年、31868号
- 118 「右、件畠元者、僧真巖□□作手也。【而】 今依孝養アルニ、次郎丸ニ永所讓渡明白也。」僧真巖畠讓狀、東大寺文書四ノ九十五、文治3年2月18日、1187年、50049号
- 119 「右、件地者、沙弥行蓮相伝之私領也。伝領之敢無他妨。【仍】 相副本券并手繼紛失帳等ニ、讓与嫡男行職畢。」行蓮戸主讓狀、三聖寺文書、建久3年7月20日、1192年、50129号
- 120 「右、当御庄者、是兼保之重代相伝之領知也。随高祖父判成房・曾祖父時房・親父守房・嫡子兼保四代相伝也。仍他名不相交令領掌、敢無相違。【然而】 先日保房仁、限永年雖讓与、彼人為兼保每事依令向背、義絶状之刻、彼保房之讓狀ヲハー々仁悔還天、以内舍人保忠為嫡子、兼保之所帶・所職併限永年先日讓与畢。」肝付兼保護狀、新編伴姓肝付氏系図六、建永2年4月13日、1207年、50508号
- 121 「右、件田畠山野等者、源応重代相伝之私領也。【爰】 去八月二十五日依焼亡、代々本証文等不殘一通焼失、同母堂藤原太子令焼死之旨、今立天新券於、嫡子乙王丸仁、限永代讓与者也。」僧源応讓狀案、豊後瑠璃光寺文書、承元2年12月10日、1208年、50541号
- 122 「右、件地者、惟宗氏之相伝私領也。雖為式□□弥丸壺所造作来也。【而】 今依一子橘氏女仁所讓渡実也。」惟宗氏女家地讓狀、山城鹿王院文書、仁治3年7月18日、1242年、51292号
- 123 「右、当山惣領院主職代官并田畠所従等者、応仁相伝知行領職也。【而】 於今者、紀太子依為年来之夫妻、相副本公驗・次第証文、限永年、所讓与実也。」豊後屋山寺院主応仁讓狀、豊後道脇寺文書、建長7年10月6日、1255年、51558号
- 124 「右、件執行職者、僧宴暁相伝職也。【而】 依有子細、比丘尼阿妙之处奉讓处実也。」宴暁新御堂執行職讓狀案、東京大学文学部所蔵長福寺文書、建長7年11月晦日、1255年、51560号
- 125 「右、件畠者、故法橋御房行宴故尼御前被讓置了。仍承覚伝之。【而】 依為舍弟覚性讓之状如件。」承覚畠讓狀案、東京大学文学部所蔵長福寺文書、弘安2年4月 日、1279年、51658号

- 126 「右、寺田畠等者、顕心相伝之私領也。【而】相副手継証文等、子息卿房長良齋仁、限永代、譲与実也。」沙弥顕心田畠讓状、山城松尾神社文書、延慶2年8月25日、1309年、51887号
- 127 「右、件田者、相伝地也。【而間】〈あさな〉松若女永代譲与上者、他人此田ニ子細可有からざる物也。」徳夜又女田地讓状、東京大学文学部所蔵長福寺文書、延慶2年9月6日、1309年、51888号
- 128 「右、件田地者、尼信阿弥陀仏売買相伝之私領也。【而】于宝生御前限永代譲渡畢。」尼信阿弥陀仏田地讓状、東京大学文学部所蔵長福寺文書、延慶3年5月12日、1310年、51891号
- 129 「右、件屋敷者、さきの津清屋敷也。【但】依為子、かたのことくの代渡シテ、限永代、原大夫殿所讓渡実也。」さきの津清坊屋敷讓状、播磨肥塚文書、元亨2年8月9日、1322年、52020号
- 130 「右、当庄地主職に行覚□□相伝開発之地也。仍知行□無相□。【而】限永代所譲与清景実也。」沙弥行覚地主職讓状、尊経閣文庫所蔵文書三、元亨2年11月21日、1322年、52022号
- 131 「右、件地、代々別相伝無相違。【而】相副次第請文、譲与所也。」山城松尾神社主相憲讓状、山城松尾神社文書、嘉暦3年10月7日、1328年、52083号
- 132 「河内国金太・長曾祢兩郷一在庁給事、源政弘重代相伝之所職也。【而】依無実子、令愛若丸養子、彼所職お譲与者也。」源政弘讓状、和田文書京都大学影写本、元徳元年12月28日、1329年、52101号
- 133 「右、件職・名田等者、清景所令相伝也。【然而】養子金剛丸仁、次第相伝手継証文并御教書等ヲ相副、限永代所譲与実也。」藤原清信・同清景連署新御堂別当職讓状、長福寺文書坤、元徳3年2月21日、1331年、52129号
- 134 「右、件田畠等者、貞重先祖相伝之私領也。【雖然】於子孫者、或令死去、或令逃散之間、為奉被訪夫婦之後世菩提、機先□□仁、限未來際、所讓渡進明白也。」行貞重夫妻連署田畠讓状、播磨法楽寺文書、元徳3年5月3日、1331年、52135号
- 135 「右、件下司名者、尚氏数代相伝地也。当知行于今無相違。【而】依不浅芳契□□証文等相具、藤原氏女字御加子仁永代所奉譲与実也。」藤原尚氏田地讓状、古文書纂二十六、元弘2年8月30日、1332年、52144号

<漢字専用文書>

- 136 「右、件弁済使職者、時義先祖相伝所領也。【而】雖有時義実子、依為女子、奉養祢寢殿子息龜寿殿、為嫡子、次第相伝文書等、限永代、所譲与実也。」藤原時義讓状、薩摩鳥浜文書、元亨3年4月21日、1323年、28383号

- 137 「右、件門跡者、自先師公紹大僧正、相副於次第手繼、相承無相違。【爰】予當時受重病最中也、若不幸短命而早世者、彼門跡并庄園・世間出世書籍・本尊・道具等、悉所令附属于医王丸（富小路前中納言季雄卿子息）也。」空雄讓狀案、山城醍醐寺文書、元亨4年2月16日、1324年、28672号
- 138 「右、於講田并坊地及畠地以下本尊・聖教等者、先師久能寺先院主幸賢讓給円惠之間、相伝知行、致御祈祷忠。【而】近年依訴訟、在鎌倉之処、勞危急之間、相副度々御下知并手繼等、所讓与弟子加賀阿闍梨幸慶也。」円惠讓狀、駿河鉄舟寺文書、元亨4年6月18日、1324年、28767号
- 139 「右、当名田畠・地頭職等者、真妙重代相伝之私領也。【而】無男女一子之間、為如福女於養子、永代所讓渡也。」尼真妙讓狀、伊予忽那家文書、元亨4年7月3日、1324年、28778号
- 140 「右、件敷地者、自重尊（助公）手、善英買得相伝之私領也。曾無他妨者也。【而】依為後家、令讓与于尼妙智房畢。」善英敷地讓狀、百卷本東大寺文書十八号、正中2年正月13日、1325年、28959号
- 141 「右、田地・屋敷等者、沙弥如性重代相伝私領也。【而間】、善寿丸為親類之上、依有志、限永代、所讓与実也。」如性（源勝）讓狀案、肥前伊万里文書、正中2年2月3日、1325年、28985号
- 142 「右、彼御厨事、以去永仁二年五月廿五日自故長官定行神主分給賜後、知行無相違。【然間】、相副次第証文等、永讓与于国行神主処也。」度会行文讓狀案、伊勢櫛木文書、正中2年3月5日、1325年、29031号
- 143 「右、件所領名田以下者、沙弥行意重代相伝之所帶也。【而】以民部大夫忠連為嫡子、讓与之处、不慮早世之間、任彼遺言、以康政為嫡子、相副調度証文、限永代所讓与也。」行意（水走忠雄）讓狀案、河内水走家文書、正中2年3月5日、1325年、29034号
- 144 「河内国金太・長曾祢兩郷在庁給事、為御家人所帶、源重康重代相伝之所職也。【而】亮太郎助康令養子、相副関東御下文并御施行等、讓渡事明白也。」源重康讓狀、和田文書、正中2年3月15日、1325年、29046号
- 145 「右、於屋敷・坊舎・田畠・散々所々山野等者、祐秀重代相伝之私領也。【而】於今者、嫡子祐舜相副次第本証文・手繼・当別代々御下知、永代讓与之了。」僧祐秀讓狀案、豊後余瀬文書、（正中2年？）、1325年、29073号
- 146 「右、件供田者、円仁重代相伝供田也。【而】疲賀野与一殿年来不浅依有弟子、讓与畢。」円仁讓狀、土佐国蠹簡集一、正中2年4月25日、1325年、29099号
- 147 「凡為当家之氏寺、旨趣不聊尔。而自前別当大俊阿闍梨之手、【雖】令伝得、依有子細、任前々

- 起請遺誡之旨、隆俊法眼子孫之中、依為理運器量、相副次第証文□、□□譲与于隆心也。」  
長一子釈尊寺讓状案、山城醍醐寺文書、正中 2 年10月 3 日、1325年、29215号
- 148 「右、寺務職者、純覚重代相伝所職也。【而】依為器量、限永代、譲与門弟得命丸者也。」  
純覚讓状、山城長福寺文書、正中 2 年10月13日、1325年、29224号
- 149 「右、所職・屋敷・田畠・山野等者、譜代相伝之所帶也。【然者】、相副調度文書等、所譲渡于嫡子又太郎貞長也。」広峰長重讓状案、広峯系図、正中 2 年12月 8 日、1325年、29282号
- 150 「右、件田者、宗金先師相伝之私領也。【而】依有子細、相副本券三通、永所奉譲渡空明御房実也。」宗金田地讓状、高野山文書統宝簡集六十五、正中 3 年正月23日、1326年、29336号
- 151 「右、水田者、親父覚巖房已講手相伝之、于今知行、更無相違者也。【而】依為親弟、相副本券等、譲与于円現房得業事是実也。」覚明田地讓状、百卷本東大寺文書卷十八、正中 3 年 3 月 6 日、1326年、29373号
- 152 「右、番長職者、保景重代相伝之所帶也。【而】今相副代々任符以下公驗文書等、雖譲与嫡子保定、保定文盲之上、舍弟保範為權番長職、祠官兼帶之間、為神事扈從之資縁、於御菜米以下得分半分者、所譲与保範実也。」漆島保景讓状、豊前樋田文書、正中 3 年 4 月23日、1326年、29470号
- 153 「右、田藪者、妙慶重代相伝所領也。【然間】、相副御下知以下証文等、依為嫡子、所譲与良暹也。」權執印妙慶讓状案、薩摩新田神社文書、正中 3 年 4 月28日、1326年、29473号
- 154 「右、件供田者、重俊之資師相伝所帶也。【而間】先年比、大日寺觀藏坊阿闍梨御房、雖入名僧名、重俊依為本供僧子息、重尊限永年所譲与実也。」重俊供田讓状、土佐安芸文書、嘉暦元年 6 月10日、1326年、29521号
- 155 「右、件田地者、紀氏女相伝之私領也。【而】所譲与于子息円定房助阿闍梨頼以実也。」紀氏女田地讓状、白河本東寺文書七十九、嘉暦 2 年正月19日、1327年、29724号
- 156 「右、当院者、為彼職行智之先祖重代相伝領掌地也。【而】依為清成嫡子、相副御下文以下次第調度証文等、限永代、所譲与之状如件。」行智讓状、祢寝文書、嘉暦 2 年 2 月 4 日、1327年、29738号
- 157 「右、奴原者、重代相伝下人等也。【而】任彼讓状之旨、迄于子々孫々、可令服仕之状如件。」行智所從讓状、祢寝文書、嘉暦 2 年 2 月 4 日、1327年、29740号
- 158 「右、奴原者、重代相伝下人等也。【而】任彼讓状之旨、迄于子々孫々、可令服仕之状如件。」行智所從讓状、薩摩黎明館藏祢寝文書、嘉暦 2 年 2 月 4 日、1327年、29741号
- 159 「右、於屋敷坊舍田畠散々所々山野等者、祐秀重代相伝之私領也。【而】於今者、嫡子相副祐舜次第本証文手繼別当代々御下知、永代譲与之了。」祐秀讓状案、豊後余瀨文書、(嘉暦

- 2年?)、1327年、29867号
- 160 「右、当職者、金龜和尚以来、至源清二十代、任神約、所令領掌也。【仍】相副代々手繼証文并田畠注文等、讓渡□弟春清実也。」豊後八幡賀来社宮師僧源清讓状案、豊後杵原八幡宮文書、嘉暦2年8月15日、1327年、29922号
- 161 「右、於彼職者、四十余代嫡々相伝所職也。【而】捧永仁三年関東安堵御教書・本所御下文等、去正和元年嫡子実長所申補長者宣也。」前香取大祢宜実胤讓状、香取旧大祢宜家文書、嘉暦2年8月21日、1327年、29928号
- 162 「右、田畠等者、為重代相伝之私領、帶代々御下文・御外題・御下知等、知行無相違。【而】嫡子実長相副調度証文等、所証与也。」前香取大祢宜実胤讓状、香取旧大祢宜家文書、嘉暦2年8月21日、1327年、29929号
- 163 「右、件地者、閑女重代地也。【雖然】、為嫡子之間、吉二相弱(副)券契等、所讓与実正也。」閑女敷地讓状、百卷本東大寺文書五十二卷、嘉暦2年10月19日、1327年、30050号
- 164 「右、所々者、宗顯重代相伝所領也。【而】一宮中務丞親真、依為養子、限永代、所讓渡也。」荒尾宗顯讓状、尾張妙興寺文書、嘉暦2年12月25日、1327年、30110号
- 165 「右、於彼職者、琳春知行之處也。【然者】、先日雖讓与石見房朝春、令死去候間、適彼彼岸二郎丸事、依為朝春之子息、重所令与讓状也。」琳春院主職讓状、薩摩興全寺院文書、嘉暦3年4月1日、1328年、30216号
- 166 「彼所職者、嚴怡代々相伝之所職也。【而】加賀法印嚴念御房為舍兄之上、同朋之間、依有志、為一期分所奉讓渡也。」嚴怡讓状、集古文書卷之五十、嘉暦3年10月3日、1328年、30409号
- 167 「右、件坊舍者、弘雅相伝地也。【仍】相副代々相伝文書等、讓渡治部僧都俊叡畢。」弘雅讓状、山城醍醐寺文書、嘉暦4年5月3日、1329年、30599号
- 168 「右、件所領者、自先師之手、為弘雅相伝之私領、知行多年、敢無違乱之儀。【仍】以件所領、相具手繼文書等、治部僧都俊叡讓与之畢。」弘雅讓状、山城醍醐寺文書、嘉暦4年5月3日、1329年、30600号
- 169 「□□院主職者、自大師草蒼以来、数代相承、敢無他之妨。故撰法器淨行之輩、讓与寺務之所職者也。【爰】阿闍梨村慶齋匪練行極、其功顯兼兩宗、長修驗之道、遂先途之大業、尤可謂門徒之繁昌者□。【仍】代々撰政家御下文・次第手繼重書・棋田寺田免田畠等坪付・本房・□□坊・所従・資財・雜具、不殘一塵、所讓渡也。」心慶讓状、土佐金剛福寺文書、元徳2年正月18日、1330年、30872号
- 170 「右、件田者、權律師光瑜相伝之地也。【而】依為弟子、相副本証文等、限永代、所奉讓与橘六殿実也。」光瑜田地讓状、撰津勝尾寺文書、元徳2年3月5日、1330年、30952号

- 171 「右、件所々者、長快〈俗名通資、童名長寿丸、〉相伝之所帶也。【而】相副次第証文等、所讓与嫡子彦三郎通時之実也。」長快山内通資讓状、山内首藤文書、元徳2年3月18日、1330年、30977号
- 172 「右、件堂者、洛陽之北新御靈歡喜寺〈本名蓮光寺〉開山恵鏡上人依大宮局之願、奉為後鳥羽法皇之御菩提、建立一堂、以和佐庄内下南兩村為供料所、令勤仕長日光明真言護摩者也。恵鏡上人以後次第付属慈道房住持之日、去乾元二年以歡喜寺并護摩堂及寺領等、悉皆令寄附于橘樹寺畢。仍移作本堂、雖令相統長日護摩、近年或依千住名地頭之押妨、或就地下之奸曲、無足之間、不及立護摩堂、料木皆朽損畢。【爰】太子達磨御芳契不淺之上、僧恵甄菴主由良之開山上人〈先師大輪上人互為師資之儀〉門流而適住于和佐庄内、被遂接待大當之条、且隨喜不淺、且便宜可然之間、件料所兩村〈下南〉限永代所讓与申也。」橘樹寺住持法空等讓状、紀伊歡喜寺文書、元徳2年4月23日、1330年、31016号
- 173 「右、所者、実弁〈于時千世秋丸〉相伝領也。【而】志不淺之上、連々芳志難有之間、相副調度証文、永代所讓渡源氏女也。」実弁讓状案、白河本東寺文書一〇七、元徳2年6月1日、1330年、31052号
- 174 「右、件大別当職者、道周十代相伝所帶也。【然者】、依為嫡子、相副次第手繼状等已下調度証文等、所讓渡于又太郎貞長也。」道周讓状、神戸大学附属図書館教養部分館所蔵、元徳2年10月27日、1330年、31257号
- 175 「伊豆国走湯山東院、尼妙円任讓状令知行畢。【而】弟子日代阿闍梨依為付法、讓渡所也。」日興讓状、興尊全集、元徳3年10月11日、1331年、31520号
- 176 「右、所領者、貞泰相伝所領也。【而】相副関東御下文以下証文等、所讓与恩房丸也。」安富貞泰所領讓状、肥前深江文書、元弘2年2月15日、1332年、31683号
- 177 「右、当寺領者、忠伊重代相伝私領也。【而】佐々木出羽徳寿丸有外戚由緒之上、為師弟之間、相副関東并六波羅下知・手繼已下状等、限永代所讓与実也。」忠伊寺領讓状、近江朽木文書、元弘2年3月23日、1332年、31719号
- 178 「右、田地者、清章所領也。【而】相副地券等、所讓与宝寿丸也。」清章田地讓状案、東寺百合文書シ、元弘3年正月25日、1333年、31976号
- 179 「右、所職者、自良喜律師至猷全六代相伝敢無相違。【而】今為病体上、有待身難期旦暮間、為先師遺跡、依有同朋之好、兼所申置智円法印也。」猷全讓状、相模相承院文書、正慶2年閏2月15日、1333年、32016号
- 180 「右、件名田畠・在家・所職等者、能政重代相伝之私領也。【而】今相副次第文書等、所讓渡于能智也。」橘能政讓状、肥後藤崎八幡宮文書、元弘3年3月10日、1333年、32053号

- 181 「右、当寺院主職者、従大師草蒼以來、數代相承、敢無他之妨。故撰法器淨行之輩、所讓与寺務之所職也。【爰】阿闍梨村慶為法器之仁間、成附弟之思処、先立于心慶早生、無力次第也。【此上者】、雖為何仁、撰法器之輩、可讓与之處、定慶宮内卿公適為器量弟子之間、代々摂政家御下文并次第手継重書、供田寺田免田畠等坪付本券、住坊屋敷男女所従資財雜具、不殘一塵所讓渡実也。」心慶土佐金剛福寺院主職讓状、土佐金剛福寺文書、正慶2年5月10日、1333年、32153号
- 182 「右、件敷地者、快実買得相伝之私領也。多年知行之間、無敢煩。【而】力松丸相副□継本券文等、所永代讓渡実也。」快実敷地讓状、百卷本東大寺文書十七号、正慶2年10月5日、1333年、32606号
- 183 「右、御庄下司貞利之存生時、【依為】重代相伝之職、於嫡男菅原景利所讓与明白也。」菅原貞利讓状写、九条家文書、文治2年閏7月 日、1186年、50027号
- 184 「右、件船者、本是久見和太住人源末利之私領船也。而末利逝去之後、家屋資財并船讓渡後家女美野氏畢。爰後家指無子息、以末遠依為養子、讓渡末遠畢。依之領知之処、不慮之外末遠被殺害于人既畢。【然而】彼末遠并実母者、為山崎寺主御房年來之間、御房人者也、女物部氏依為主君、所奉讓渡寺主御房実也。」物部氏女渡船讓状案、仁和寺記録二五、文治3年2月11日、1187年、50047号
- 185 「右、自去月十八日所勞条、未得減氣、追日陪増、無為方侯也。御所御祈、毎月泰山府君御祭、故泰親入道多年其数令勤仕候。而所勞危急之間、存生之時、泰□事由、子孫等次第相計、多年知行庄々、為御祭用途料、所令配分候也。其内十八日泰山府君御祭者、募竜花御庄、泰茂令勤行候之處、如此所勞大事候。【仍】以愚息大監物泰忠、彼御祭相繼可勤行候之由、可然之様、可令奏聞給候也。」安倍泰茂讓状案、書陵部所蔵文書、文治4年5月12日、1188年、50065号
- 186 「右、件花巖会饗名主者、入道蓮西先祖相伝職也。【依之】、子息興福寺僧宗慶永所与与也。」蓮西田地讓状案、東大寺文書、文治4年12月21日、1188年、50078号
- 187 「右、件保者、重代相伝之私領也。【而】自延喜十三年至于承安三年〈已上、八通〉、相副手継本公驗、所奉讓上姉小路殿実也。」橘行盛讓状案、醍醐寺蔵「遍智院御勤仕御修法等目錄」裏文書、建久3年8月18日、1192年、50132号
- 188 「右、件神主之職并屋屋敷門田畠等相伝普代□所職・所領也。【而】依為年來之夫妻数子母堂、相副証文等、清原氏所讓渡也。」中原為経屋敷田畠讓状、山城梅宮神社文書、建久6年6月 日、1195年、50165号
- 189 「右、件屋敷元者、中臣近利先祖相伝之屋敷也。【而】今中臣次郎丸処分渡畢。」中臣近利

家地讓状、大和興福寺文書、建久8年正月23日、1197年、50198号

- 190 「右、件堂、依殊宿願、去正治二年冬雖令建立、棟上之後在京之間、自然不遂造畢。送年月之処、自去年迄明年、依相当王相方造堂有其憚、定令朽損歟。罪業之至不可勝計。【仍】件堂所讓与政所五郎大夫助清也。」惟宗孝親堂字讓状、安芸原田篤郎所藏文書、建仁4年正月30日、1204年、50457号
- 191 「右、件院々、小僧師資相承、多年伝領之間、無敢他防。【而】相具調渡文書、所讓渡権大僧都良快君也。」慈徳寺僧正尊忠讓状、早稲田大学所藏文書、元久元年正月25日、1204年、50460号
- 192 「右、件寺并庄者、為後白川院御起請之地、帶彼宸筆御教書・故浄土寺二位殿御讓状等、領知年久、敢無異論。【而】今相副次第証文、所讓渡室家藤原氏也。」尋蓮勸修寺業兼讓状案、勸修寺家文書、貞応元年8月 日、1222年、50791号
- 193 「右、件庄園・寺・京地等、各皆為由緒相伝之地、帶次第証文、領知年久、敢無異論。【而】今愚父齡闌病侵之間、相副相伝文契等、所讓渡長嫡侍従業光也。」尋蓮勸修寺業兼讓状案、勸修寺家文書、貞応元年8月 日、1222年、50792号
- 194 「右、件職者、範貞四代相伝之所帶也。【而】依無子息、所奉讓与于養君美濃公瞻真景也。」菅原範貞讓状写、九条家文書、貞応2年正月 日、1223年、50826号
- 195 「右、件地、惟宗氏女親母橘氏女之之私領也。【而者】橘氏親真之屋私財物具友所讓渡実也。」惟宗氏女讓状、九条家文書、嘉祿元年8月24日、1225年、50869号
- 196 「右、件所職・家地・田畠・花巖会名主等者、興福寺僧宗慶院先祖相伝所也。【而】今依為子息寺僧于英舜、相副証文目錄等、所讓渡明白実也。」宗慶所職家地等讓状、東大寺文書、嘉祿2年2月8日、1226年、50878号
- 197 「右、件所領者、自 故右大將家、賜 宇和郡地頭職以降、于今無違乱令領地処、当 公御時、宇和郡代長島庄所宛給也。【依之】、与老公員所讓渡也。」橘公蓮讓状案、肥前小鹿島文書、嘉禎4年10月28日、1238年、51246号
- 198 「右、件地者、本領主比丘尼妙阿弥陀仏、依為故下野入道殿嫡女、所讓給実也。【然】中村御前藤原氏為妙阿弥陀仏之孫子之上、殊在志、為子息。【依之】於彼地者、相副故下野入道殿御讓状并代々手継調度文書等、限永代讓渡畢。」尼妙阿弥陀仏家地讓状、山城鹿王院文書、延応元年8月15日、1239年、51259号
- 199 「右、件名田者、明觀讓得相伝之地、代々管領、敢無子細者也。【而】一子未出来之間、任母儀讓状、永所令讓与甥侍従公祐舜実也。」僧明觀名田讓状案、白河本東寺文書一七四、宝治2年3月3日、1248年、51396号

- 200 「門跡事、任先師慈鎮和尚之契状、無相違令伝領畢。【而】今身衰病重、余命難期之故、以彼青蓮院師跡、悉所令付属最尋僧都也。」道覚親王讓状案、華頂要略五十五上、建長元年12月27日、1249年、51461号
- 201 「右、件寺務者、祐宴相伝之所職也。【而】所讓与舎弟慶家也。」祐宴寺務職讓状、古文書集二、弘長2年5月5日、1262年、51594号
- 202 「右、件田屋敷者、西見重代相伝私領也。【於今者】、令渡与小袋五郎左衛門尉雄輔宿祢■、更以不可有後日相違者也。」沙弥西見田地屋敷讓状、豊前櫛野文書、正応2年12月5日、1289年、51736号
- 203 「右、寺務職者、承覚重代相伝之所職也。【而】限永代所讓与門弟寛舜実也。」承覚寺務職讓状、長福寺文書坤、永仁5年閏10月8日、1297年、51790号
- 204 「右、件田畠等者、性円相伝之私領也。【而】相副調度文書坪付等、限永代讓与乙夜叉御前之处也。」性円田畠讓状、尊経閣古文書纂十五、正和3年3月10日、1314年、51954号
- 205 「右、件田地者、僧仙良先祖相伝私領也。【而】今于弥陀市女相副本券文等、限永代所讓渡明白也。」仙良田地讓状、明治大学刑事博物館所蔵長福寺文書、正和3年閏3月15日、1314年、51956号
- 206 「右、件住僧職者、僧阿念重代相伝之所職也。【而】今相副本券流記并領家御下知之状、今讓与僧如日房事明白也。」阿念住僧職讓状案、東京大学文学部所蔵長福寺文書、嘉暦4年3月5日、1329年、52091号
- 207 「右、長福寺別当職者、純覚為重代相伝之所職、寺田畠等管領更無依違之地也。而於寺務者、讓与同宿得命丸畢。【爰】長寿殿親類之上、為得命殿依有芳志之子細、至此參段者、限永代所讓渡長寿殿也。」純覚田地讓状案、東京大学文学部所蔵長福寺文書、元徳元年11月 日、1329年、52100号
- 208 「右、下司名君、清景数代相伝之地也。【而】被経大功之間、抜件名之内參段、永代所讓与五郎左衛門尉殿尚氏実也。」藤原清信・同清景連署田地讓状、国立国会図書館所蔵文書、元弘2年2月10日、1332年、52141号

### 3 まとめと課題

今回の讓状375通の調査で、当該の定型的表現が見られた文書数は208通、見られなかった文書数は155通である（残り12通は、欠字等で不明である文書か、重複掲載された文書）。仮名の多寡で分類するとく仮名主体文書>では「定型表現有り」63通（前節の通し番号1～63の例）「定

「定型表現無し」76通、〈仮名半分文書〉では「定型表現有り」21通（前節通し番号64～84の例）「定型表現無し」13通、〈漢字主体文書〉では「定型表現有り」51通（前節通し番号85～135の例）「定型表現無し」24通、〈漢字専用文書〉では「定型表現有り」73通（前節通し番号136～208の例）「定型表現無し」42通となる。

以上を辛島美絵（2019）（2020a）（2020b）の調査結果と合わせると、全体の文書数が1806通で<sup>注4</sup>、このうち当該の定型的表現を有する文書が971通、その使用率（全体の文書数中に占める当該定型を使用する文書数の割合）は【表1】のごとくである。

【表1】

		当該定型 使用文書数	全体の 文書数	使用率
仮名文書	仮名主体文書	253	633	40%
	仮名半分文書	60	118	51%
	漢字主体文書	226	343	66%
漢字専用文書		432	712	61%
合計		971	1806	54%

【表1】からは〈仮名の多寡にかかわらず全体的に半分ほどの譲状で当該の定型的表現が使用されていること〉〈漢字が多い文書は使用率が高めであること〉が分かる。

また、【表2】は、これを作成年代で二分して示したものである。「前半期」欄に作成年が1185年から1259年までの75年間の文書、「後半期」欄に1260年から1334年までの75年間の文書をまとめた。すると〈仮名主体文書〉において大きな変化があったことが分かる。

【表2】

		前半期			後半期			全体の 文書数の 前・ 後比	使用率 の前・ 後比
		当該定 型使用 文書数	全体の 文書数	使用率	当該定 型使用 文書数	全体の 文書数	使用率		
仮名文書	仮名主体文書	27	121	22%	226	512	44%	4.2	2.0
	仮名半分文書	6	16	38%	54	102	53%	6.4	1.4
	漢字主体文書	64	99	65%	162	244	66%	2.5	1.0
漢字専用文書		196	310	63%	236	402	59%	1.3	0.9
合計		293	546	54%	678	1260	54%	2.3	1.0

まず、「使用率」と「使用率の前・後比」欄を見ると、前半期では〈漢字主体文書〉〈漢字専用文書〉は使用率が高いが、〈仮名半分文書〉は低めで、〈仮名主体文書〉は特に低い。後半期は仮名文書で使用率が上がり、特に〈仮名主体文書〉は倍増する。一方で〈漢字専用文書〉の使用率はやや低下するため、全体として仮名の多寡による使用率の差は縮小する。

次に「全体の文書数」と「全体の文書数の前・後比」欄を見ると、〈漢字専用文書〉は前半期・後半期で大きな差はないが、仮名文書は後半期に増加し、〈仮名半分文書〉〈仮名主体文書〉では4倍以上になる。とくに〈仮名主体文書〉の「全体の文書数」は、後半期に512通に上り、漢字専用文書を抜いて最多となる。

つまり、譲状全体における仮名文書数の増加とともに、仮名文書における定型的表現の使用率も増加するわけである。この結果は、仮名文書の普及につれて〈漢字専用文書〉の定型的表現が〈仮名主体文書〉のような仮名の多い文書にも浸透・拡大していったことを示していよう。このような年代的な変化は、仮名文書の文体の形成や変遷を考究する上で重要であり、詳細に追究する必要がある<sup>注5</sup>。

また、当該の定型的表現についての〈仮名文書の特色〉〈接続表現の種類〉や、〈定型的表現を使用しない文書群の文章上の特色〉等については、辛島美絵（2021）で報告しているので参照されたい。

## 【注】

- 注1 譲状は、譲与の文言を表示する際、譲与対象を列挙したあと、「右、」と記し、続いて「由緒（所有者の正当な所有物であること等）を明示する文+接続表現+譲与することを明示する文」の形で記されることが多い。このような定型的な文章の表現が文書の仮名の多寡でどう異なるかに注目した。研究目的、方法、調査対象、仮名の多寡による文書の分類方法等については、辛島美絵（2019）を参照されたい。
- 注2 『CD-ROM版 鎌倉遺文』の明らかな誤字は刊本『鎌倉遺文 古文書編』に拠って修正した。調査対象文書には写本も一部混じっており、文書名に「譲状」とあってもやや性格の異なる文書もあるが、まずは多くの文書を見て全体の傾向を把握し、しかる後に原本によって詳細に検討していく予定である。
- 注3 『鎌倉遺文 古文書編』刊本によると「な」は見せ消シで「二」に改めるとある。
- 注4 調査対象文書から欠字等で不明である文書、重複掲載された文書を除外した数。
- 注5 本稿では、時間を基準に150年間で中分して年代を区分したが、政治体制や社会形態ほか、別の基準の年代区分による文体変化の様相についても検討する必要があるだろう。

## 【参考文献】

（研究書・論文）

辛島美絵（2019）「仮名文書の文体—譲与文言における接続形式の分類—」『九州産業大学国際文化学部紀要』73・74合併号

辛島美絵 (2020a) 「仮名文書の文体—譲与文言における接続形式の分類 (2) —」『九州産業大学国際文化学部紀要』75号

辛島美絵 (2020b) 「仮名文書の文体—譲与文言における接続形式の分類 (3) —」『九州産業大学国際文化学部紀要』76号

辛島美絵 (2021) 「仮名文書の資料性—譲状の定型的表現から—」『語文研究』130・131号  
(事典・資料集・データベース)

『鎌倉遺文 古文書編』竹内理三編 東京堂出版 1～42巻 1971～1991年 補遺1～4巻 1994～1995年

『CD-ROM版 鎌倉遺文』竹内理三・東京大学史料編纂所編 東京堂出版 2008年

### 【付記】

本研究はJSPS科研費JP17K02797の助成を受けたものです。古文書原本の写真の閲覧・収集にご高配を賜りました所蔵者・機関に厚くお礼申し上げます。